

## お知らせ

### 市外にお住まいの成人式対象者の方へ

市外にお住まいの小松島市出身者（本市の住民基本台帳に現在登録されていない人）で、小松島市の成人式に出席を希望される方は、市教育委員会生涯学習課に電話、FAXまたはメールでお申し出ください。

令和6年小松島市  
「二十歳の成人式」(予定)

▼日時 1月7日(日)

午後1時式典開始予定

▼場所 市立体育館（立江町字赤石74番地の2）予定

▼対象者 平成15年4月2日から平成16年4月1日の間に生まれた方

申・問 市教育委員会生涯学習課（教育委員会2階）

☎32・2700 / FAX 33・1230

✉shougai@city.komatsushima.jp  
mai-i-tokushima.jp



### 「本人通知制度」に登録しましょう

本市では、住民票や戸籍簿本などの証明書を本人以外の第三者に交付した場合、交付した事実を本人に書面で通知する本人通知制度を導入しています。この制度は、住民票の写しや戸籍簿本などの不正請求の抑止および不正取得による個人の権利の侵害を防止することを目的としています。

（証明書を取得した個人等に関する情報は、通知しません。）

問 市戸籍住民課

☎32・2112

✉kosekijumin@city.komatsushima.jp

### 出張ハローワーク！ ひとり親全カサポート キャンペーン

児童扶養手当受給者のひとり親の方の就労相談をします。

児童扶養手当の現況届の提出の際に、ぜひお越しください。

▼日時 8月18日(金) 午後1時30分から3時30分まで

▼場所 市福祉事務所 小会議室  
問 市児童福祉課 児童福祉担当 ☎32・2114

### 野焼きは法律で禁止されています

野焼き（廃棄物の野外焼却）は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により一部の例外を除いて禁止されており、これに違反すると罰則として5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金、またはその両方が科せられる場合があります。ごみは焼却せず、分別して指定された収集日に出しましょう。

### 例外的に認められているもの

- 災害の予防、応急対策など
- しめ縄などを焼く、宗教的・風習的なもの
- 農林水産業を営むためにやむを得ないもの

※これらの例外規定に相当する場合も、周囲の生活環境に影響を及ぼし、迷惑をかける場合があります。やむを得ず焼却するときは、いつでも消火できるようにする。風向きや時間帯を考慮したうえで近所迷惑とならないよう理解を得る。焼却後は完全に消火できたと確認するなどの配慮をお願いします。

問 市市民環境課 環境・公害担当(市役所1階)  
☎32・2147 / FAX 33・2234  
✉seikatsukankyo@city.komatsushima.jp

## 募 集

### 就学義務猶予免除者等の 中学校卒業程度認定試験

病気などやむを得ない事由によつて義務教育を猶予または免除された方に対して、中学校卒業程度の学力があるかどうかを認定するために国が行う試験です。合格者には高校入試の受験資格が与えられます。

願書提出先 文部科学省

願書受付期限 9月1日(金)まで(消印有効)

試験実施日 10月19日(木)

※受験資格、試験科目、出願方法などの詳しい内容については、左記までお問い合わせください。

問 市教育委員会学校課(教育庁舎2階) ☎32・3811 / FAX 33・3540

✉gakkou@city.komatsushima.jp  
mai-i-tokushima.jp



### 「農業者年金」に加入しませんか

農業者年金は、将来の年金給付に必要な原資をあらかじめ自ら積み立てていく「積立方式」です。所得税などの社会保険料控除や、一定の要件を満たす方には保険料が国庫補助されるといったメリットがあります。

加入対象者は、国民年金の第1号被保険者で、国民年金保険料の免除を受けておらず、年間60日以上農業に従事する20歳以上65歳未満の方です。(60歳以上は国民年金任意加入被保険者の方)

保険料は月額2万円(35歳未満で一定の要件を満たす方は1万円)〜6万7千円まで千円単位で自由に設定でき、いつでも変更が可能です。

問 市農業委員会事務局(市役所4階) ☎32・3810

✉nogyouinkai@city.komatsushima.jp  
mai-i-tokushima.jp  
または最寄のJA(農協)まで。



申・問 〓 申込お問い合わせ先 問 〓 お問い合わせ先